

【土木工事共通仕様書の一部改定について（東海地震注意情報発令時の措置）】

=現行=

土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則

1-1-29 工事中の安全確保

21. 東海地震注意情報発令時の措置

受注者は、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。

(1) 上記保全処置については、第1編1-1-6 施工計画書第1項(9) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。

(2) 上記事実が発生した場合は、第1編1-1-44 臨機の措置の規定によらなければならない。

=改定=

1-1-29 工事中の安全確保

21. 南海トラフ地震情報発令時の措置

受注者は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、緊急時の体制や対策の確認を行わなければならない。

また、地震発生の可能性が相対的に高まった旨の情報が出された場合は、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。

(1) 上記保全処置については、第1編1-1-6 施工計画書第1項(9) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。

(2) 上記事実が発生した場合は、第1編1-1-44 臨機の措置の規定によらなければならない。

=国土交通省 土木工事共通仕様書=

南海トラフ地震を特定した記載はない。

=静岡県 土木工事共通仕様書=

平成30年10月に東海地震から南海トラフ地震に改定